

けんぽQ&A

Series 47

Q 外国人の女性と結婚しましたが、被扶養者とすることはできますか？

A はい！できます。

健康保険法の適用範囲は、いわゆる属地主義（法律の支配関係を土地に基づいて決める主義）がとられています。

したがって、日本国内であれば国籍に問わずに法の適用を受けるのが原則です。

被扶養者となる者の範囲についても、配偶者であって生計維持関係があれば、被扶養者に該当し、国籍とは関係ありません。

健康保険においての被扶養者とは？

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます）、子、孫、および弟妹（平成28年10月からは兄弟姉妹に拡大）であって、主としてその被保険者によって生計を維持されている人。
- ② 被保険者の三親等内の親族で①以外の人で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持されている人。
- ③ 被保険者の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母および子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者によって生計を維持されている人。
- ④ ③の配偶者の死亡後における父母および子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持する人。